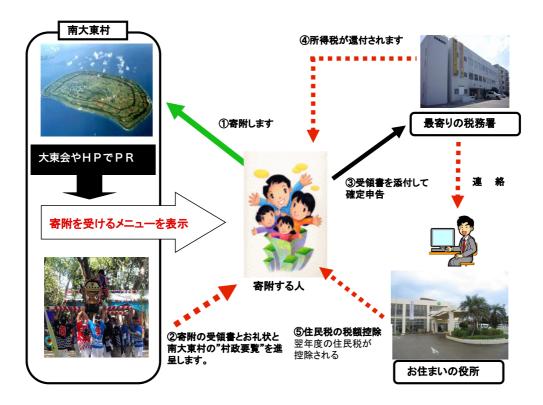
ふるさと"南大東村"の未来を応援してください

ふるさと納税(寄附)制度のしくみ

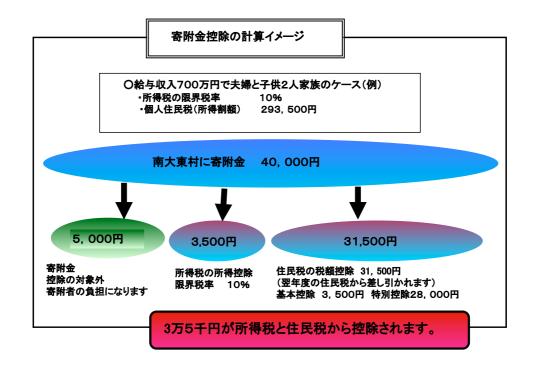


◇「ふるさと納税」とは ・・・・・・・ ふるさとへの「寄附金」です

「ふるさと納税」とは、ふるさとを離れて生活している方が、ふるさと"南大東村"に寄附すると、住民税などが軽減される制度です。

また、寄附先は出身地に限らず、自由に選ぶことがで、「ふるさとへの恩返し」という面と「好きな地域を応援する」という側面も持っています。

◇ふるさとへの「寄附金」を頂いた方に南大東村の"村政要覧"を進呈させて頂きます。



南大東村元気な島づくり応援寄附条例

(平成21年6月19日条例第5号)

(目的)

第1条 この条例は、南大東村を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄付を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の南大東村に対する思いを実現化することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

- 第2条 この条例に基づき寄附された寄付金(以下「寄付金」という)を財源として実施 する事業は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 福祉又は医療に関する事業
 - (2) 子育て支援に関する事業
 - (3)教育、文化又はスポーツの振興に関する事業
 - (4) 環境又は景観に関する事業
- (5) 地域産業の育成及び観光の振興に関する事業
- (6) その他目的達成のために村長が必要と認める事業 (寄付金の管理運用)
- 第3条 寄付金は、南大東村元気な島づくり応援基金条例(平成21年条例第6号)に基づく基金により管理し、運用するものとする。ただし、寄附者の意向が反映されると判断される場合はには、寄付金を基金として積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。
- 2 寄付金の使途が、他の基金により管理運用することが適当であると認められる場合は、 当該寄附金を他の基金で管理運用することができる。
- 3 村長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用にあたっては、寄附者の意 向が反映されるよう十分に配慮しなければならない。

(寄附金の使途指定)

- 第4条 寄附者は、自らの寄附金の使途を第2条各号に掲げる事業のうちから指定することができるものとする。
- 2 寄附者が寄附金の使途を第2条各号に掲げる事業のうちから指定しなかったときは、 同条第6号の事業の指定があったものとみなす。

(適用除外)

第5条 寄附金以外の寄附については、この条例の規定は、適用しない。 (運用状況の公表)

第6条 村長は、毎年1回、この条例の運用状況を公表しなければならない。 (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南大東村元気な島づくり応援寄附条例施行規則

(平成21年7月6日規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、南大東村元気な島づくり応援寄附条例(平成21年南大東村条例第 5号。以下「条例」という)施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

- 第2条 寄附金は、南大東村元気な島づくり応援寄附申込書(様式第1号)により受入れるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず村長が必要があると認めるときは、別の方法で寄附金を受入 れることができるものとする。
- 3 村長は、寄附の申し込み又は収受した寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受入を拒否し、若しくは収受した寄附金を返還することができる。
- 4 村長は、前項の規定による取り扱いをした場合は、その決定理由及び経過を記録して おかなければならない。

(通知等の送付)

- 第3条 村長は、第2条第1項の申込書の提出があったときは、その内容を確認し、必要 書類を送付しなければならない。
- 2 村長は、寄附金の入金を確認した場合は、寄附金受領証明書(様式第2号)を申込者 に送付しなければならない。

(感謝状の贈呈)

第4条 村長は、寄付者に対して感謝状を贈ることができるものとする。

(寄附金台帳の作成)

- 第5条 村長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳(様式第3号)を作成しなければならない。
- 2 村長は、基金の全部又は一部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておか なければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

南大東村元気な島づくり応援寄附申込書

年 月 日

南大東村長殿

寄(付 者						
住	所	Ŧ	_				
フリカ	ガナ						
氏	名						
電話	番号						
F A	ΑХ						
E-m	nail						

私は、南大東村の島づくりを応援するため、次のとおり寄附を申し込みます。

1.	寄附申込金額	¥				
	(寄附予定日)		年	月	日	

2. 寄付金の使途

	事業の種類	寄附金額	備考
1	福祉又は医療に関する事業		
2	子育て支援に関する事業		
3	教育、文化又はスポーツの振興に関する事業		
4	環境又は景観に関する事業		
5	地域産業の育成及び観光の振興に関する事業		
6	その他目的達成のために村長が必要と認める事業		

- ※1~6までの中から寄附金の使途事業を指定し、寄附金額を記入ください。
- ※複数の事業を指定することもできます。
- 3. 情報公開の確認について

(公開に同意する項目を下記の中から選び、番号に〇を付けて下さい)

1 寄附者名	2 寄附金額	3 全ての公開に同意しない	
--------	--------	---------------	--

- ※公開に同意していただいた場合、村広報誌やホームページ等に記載する場合があります。
- ※未記入の場合は「公開不可」と解します。
- ※お預かりした個人情報は、その目的にためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第3者に 提供することはありません。
- 4. 寄附をしていただいた方には、お礼状をに添えて、南大東村"村政要覧"をお贈りします。
- 5. ご意見・ご要望・南大東村への応援メッセージ等をご記入ください。

Г			

寄附金受領証明書

住 所

氏 名

様

寄附金額 金

円也

摘要 南大東村元気な島づくり応援寄附として

(収入年月日 年 月 日)

上記の寄附金について受領したことを証明します。

年 月 日

南大東村長 (氏 名) 印

※本受領証明書は確定申告等の際、税金の控除に必要な書類となりますから、大切に保管してください。

寄附金台帳 (

事業関係)

整理番号	寄 附 年月日	氏 名 団体及び代表者名	住 所	寄附金額